

○ 微量採血のための穿刺器具の不適切な使用事例（平成20年7月22日現在）

病院・診療所等の 施設類型	施 設		使用状況			推定対象者数	所管保健所	
	名称	所在地	医療器具名	不適切な使用の内容	使用時期			
1	市町保健センター	金沢市駅西福祉保健センター	金沢市西念3丁目4番25号	29	2	H6.10~H7.4	5	
2	市町保健センター	金沢市元町福祉保健センター	金沢市元町1-12-12	29	2	H2.6~H3.6		
3	市町保健センター	七尾市健康福祉部健康推進課	七尾市本府中町ヲ部38番地	19	2	H15.10.12~H20.5.28		262
4	市町保健センター	加賀市健康課	加賀市大聖寺南町二41番地	10	2	H16.6.8、H18.9.28		38
5	市町保健センター	白山市鶴来保健センター	白山市月橋町691-1番地	19	2	H15.10.3~H20.5.12		86
6	市町保健センター	内灘町保健センター	内灘町2丁目161-1	9	2	H16.10.8~H18.12.27		39
7	市町保健センター	中能登町保健センターすくすく	中能登町末坂2部57番地1	31(ペンレット)	2	H4.1.16~H8.5.14		6
合計						442		

\* 1: 器具名に関しては、微量採血のための穿刺器具(針の周辺部分がディスポーザブルタイプでないもの)の器具一覧(別紙)の該当する番号が記載されている。

\* 2: 不適切な使用の内容欄には、針を交換せずに複数人に使用していたことが認められた(当該行為のみ実施)場合は"1"を、針を交換していたが器具を複数人に使用していたことが認められた(当該行為のみ実施)場合は"2"を、両方行っていたことが認められた場合は"3"が記載されている。